

# 史料室作業報告—大学の自己点検評価の歴史的調査及び研究—

## 本学関係史料の紹介…大学改革準備調査会第一次報告書

谷 本 宗 生

『大学改革準備調査会第一次報告書』（一九六九年一〇月一三日）は、東京大学広報委員会の了承を得て、東京大学出版会から『東京大学改革準備調査会報告書』（東大問題資料三）として、同年一〇月二〇日復刻市販される（当時の定価七二〇円）。ちなみに、学術情報図書システム（NACSIS）によると、『第一次報告書』は本学を含め東北大や弘前大など計一四大学図書館で所蔵するのみである。復刻市販という措置によって、本学内にとどまらず社会一般に対して、東京大学の改革動向の一端を「大学紛争」以後はじめてひろく示唆することとなったといえよう。

大学改革準備調査会による『第一次報告書』（四五〇頁）は、加藤一郎総長（総長代行）の諮問に基づいて継続的に行われた東京大学改革の予備的調査を総括したものである。本学の研究教育、管理組織、総長制度、学内規律・処分などを批判的に検討し、来るべき改革のための方向性を模索する形となっている。

調査会に対する諮問事項は、次のとおりである。

- (一) 現代社会における大学の理念と役割、および東京大学の現状と将来のあり方
- (二) 東京大学における教育および研究体制の改革
- (三) 東京大学の管理運営制度の改革
- (四) 学内の規律・秩序の基準とその維持の手段、および処分制度の改革
- (五) 今後の改革のための具体的手続、および改革にいたるまでの暫定措置
- (六) その他、以上の問題に関連して大学改革準備調査会が適当と考える事項

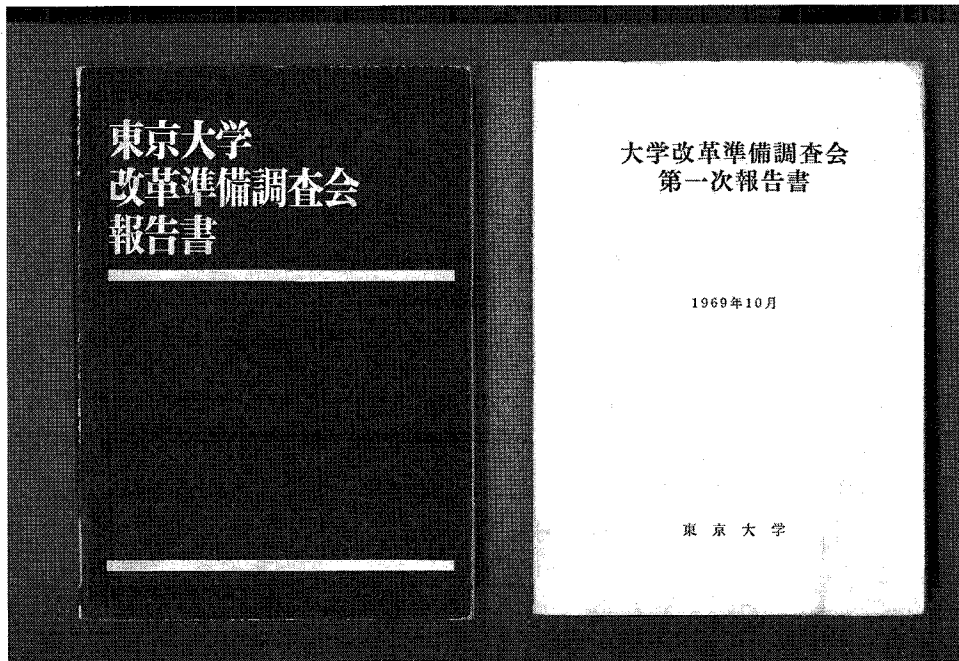
加藤総長の「序文」には、「この報告書が東京大学の改革について多くの重要な問題提起をしている」とし、「本格的な検討・立案のための素材を提供」と捉えている。その歴史的な評価について、黒羽亮一は「記述された改革方向はその三〇年後に大学審議会

答申を受けて実施される事項に至るまで、大きく矛盾したものである。」「『大学政策改革への軌跡』二〇〇二年、九四頁」と指摘している。

大学改革準備調査会では、「本委員会および各専門委員会は、それぞれ、作業の進展の区切りごとに、調査結果を「覚書」としてとりまとめ、総長に提出してきた。そして、それらの覚書は学内での討議の資料として、印刷のうえ、広報委員会によって学内に配布されてきた」（『第一次報告書』四〇八頁）という。『第一次報告書』は、「各方面から寄せられた意見を参考にしつつ、内容の改訂補足を行なって、専門委員会としての報告書を作成し、それらをも含めて、本委員会が「第一次報告書」をとりまとめ」（四〇九～四一〇頁）たとされる。『第一次報告書』の作成までに、本委員会は九〇回、規則・処分専門委員会は六三回、総長制度専門委員会は三七回、組織問題専門委員会は五三回の審議を行っている。

#### 〈大学改革準備調査会「覚書」一覧〉

- No. 1 大学改革準備調査会の任務と調査の基本方針…一九六九・二・一〇…本委員会
- No. 2 組織問題専門委員会の基本方針…一九六九・二・一〇…組織問題専門委員会
- No. 3 管理組織改革の問題点（その一）東京大学の意思決定と執行の組織 一般的事項…一九六九・二・一〇…組織問題専門委員会



『大学改革準備調査会第一次報告書』（右）と『東京大学改革準備調査会報告書』（左）  
（本学所蔵）

- No 4 管理組織改革の問題点(その二) 東京大学の意思決定と執行の組織 個別事項一 大学本部…一九六九・二・二四…組織問題専門委員会
- No 5 規則・処分専門委員会の基本方針…一九六九・三・一五…規則・処分専門委員会
- No 6 処分制度の改革…一九六九・三・一七…規則・処分専門委員会
- No 7 管理組織改革の問題点(その三) 東京大学の意思決定と執行の組織 個別事項二 「学部」…一九六九・四・二…組織問題専門委員会
- No 8 大学における学生の役割と権利…一九六九・四・五…本委員会
- No 9 大学改革準備調査会経過報告…一九六九・七・三…本委員会
- No 10 研究教育組織改革の問題点 東京大学の研究と教育の組織…一九六九・七・三…組織問題専門委員会
- No 11 総長の地位と権限および総長選考制度について…一九六九・七・七…総長制度専門委員会
- No 12 学内規律および処分に關する規則の制定手続き…一九六九・七・一二…規則・処分専門委員会
- No 13 学内規律に關する規則の改正の方向…一九六九・七・一二…規則・処分専門委員会
- No 14 処分の実体法についての基本的考え方…一九六九・七・二

- 四…規則・処分専門委員会
- No 15 学生のストライキ…一九六九・七・二四…規則・処分専門委員会

とくに、本委員会が作成した「第一次報告書」の第I編は「大学改革の基本問題」とされ、東京大学改革の予備調査の総論という位置づけであり重要である。『東京大学百年史 資料二』(一九八五年)でも、「第一次報告書」の第I編を抜粋引用している(一八六―二七三頁)。

その第一章は「大学改革の課題」である。大学は、歴史的・社会的な存在である。戦後の新制大学成立以降、高等教育機関への進学率は上昇し、高等教育の普及が戦後日本ではかられていく。しかし、「高度工業化社会」の進展とともに「人間性の抑圧、人間疎外の現象、繁栄の裏側にある貧困、戦争、政治の腐敗」(六頁)といった社会に内在する矛盾が生じ、「若い世代は現在の社会体制と既存の権威、既成の成人文化に深刻な不信を抱いている」(六頁)と「学生の反乱」の背景をみる。さらに、学問の発達・分化によって、大規模な予算・施設・人員を必要とする「巨大科学」(ビッグ・サイエンス)が顕著となり、それによって研究と教育の乖離や、学問の有用性をめぐる「産学協同」といった問題が生じるといふ。

ただこのような記述に対しては、次のような批判もみられる。三上昭彦・土屋基規は「大学紛争」の要因としては「それはあまりに一般的、抽象的」(伊ヶ崎暁生・永井憲一編『大学の自治と学生の

地位Ⅰ 諸大学の改革案・資料と解説』一九七〇年、一〇〇頁）とし、「今日に至るまでの歴史的な大学の実態と「紛争」の過程に即した具体的要因分析」（一〇〇頁）こそ究明しなければならぬとする。また、社会の要請とされる「産学協同」は「生の実態を捨象して論じられ、あたかもアプリアリなものとして」（九九頁）描かれていると問題視する。

工学部調査室からも、「第Ⅰ編は、具体的な問題をとりあげている第Ⅱ編以下の各論とは異なり、本報告書の総論で」（第Ⅰ編「大学改革の基本問題」に関する検討結果の報告、一九六九年一月一日）あって、「いささか一般論が過剰で、一般論・抽象論のなかに生きた「東京大学」の姿が埋没してしまっている印象が強い」と指摘されている。

しかしながら、以下のような『第一次報告書』の指摘は、二世紀の現在においても相通じる重要な問題を示唆しているものと感じられる。『第一次報告書』は、東京大学の歴史的、構造的な問題点を、「大学紛争」（一九六九年）を画期として真摯に示唆する貴重な学術・政策史料といえよう。

「過去の大学の諸制度がさまざまな欠陥をもっていたことは、東京大学においても今回の紛争の以前から広く認識されていた……大学の一般的な傾向として、大学自らの保守的体質が指摘される。大学の教官は、それぞれの専門分野の研究においては革新的であり、一般社会に対しても進歩的な態度をとる場合が多いが、大学それ自身身の改革についてはしばしば消極的であり、ことに自らの利害にか

かわることについては、伝統に安住し、既得権益を固守しようとしがちである。……これまで東京大学の教官が過去の大学の伝統的な観念に安住し、旧来の諸制度を墨守しがちであったことを深く反省しなければならぬ。……東京大学では、一度慣行が確立されると、背後にあつてそれを支えていた諸条件が失われてしまつても、慣行のみは存続するという事態を招くことが少なくなかった。このような場合には、慣行を尊重する精神が、実際には、形式だけを守つて本質を見失うという弊害をもたらすこととなる。……「研究者の頹廢」の問題が、教官団にとつてこれからの深刻な課題の一つとして取り上げられなければならない。短期的な便益や世俗的な名声のために、教官が自らの学問上の使命を軽視して、そのときどきの「社会的」要請に安易に応じるようなことがあつてはならない。そのような「研究者の頹廢」は、やがて大学の学問的權威を傷つけ、結局は社会の大学に対する信頼を失うにいたる原因となるのである。」（第二章 学問の自由と大学の自治、四二―四六頁）

「今回の紛争の経過をみると、大学当局に対して学生の大多数が不満をいだいた場合にも、そのような学生側の意思を大学当局が受けとめる正常なルートが制度化されておらず、そのことが、学生の直接行動を誘発した面もあるように思われる。このようなことは、やはり明らかに一つの制度的欠陥であるといふべきであろう。……大学がその機能を發揮しうるかどうかについては、学生集団の自治能力が重要な意味をもっていることは、はつきり認識されなければ

ならない。その意味で、学生が集団として大学の自治を維持する責任を担いうるか否か、とくに、学生間のさまざまな意見に十分に発表の機会を与えて理性的な討議を尽くしたうえ、公正なルールにしたがって自主的に意思決定をなしうるか否かは、今後の大学の自治にとって重要な問題となる。」(第四章 大学における学生の役割と権利)、五九(六四頁)

一九六九年七月、「調査会が発足以来収集した文献や、各部局から寄せられた意見をはじめ、大学改革に関係ある文献等の資料を整理保存するとともに、調査会の今後の作業に必要な資料の収集とその分析を行なうことを主たる目的と」(『第一次報告書』四〇七―四〇八頁)する「資料室」が設置される。大学改革のためのシンクタンク機能を担うものであり、特定問題に限定されるが、大学アーカイヴズ機能の先駆けであろう。

『第一次報告書』は、東京大学広報委員会の了承を得て、東京大学出版会から『東京大学改革準備調査会報告書』として復刻市販されるが、これは賢明な措置であったと思われる。先に示した「覚書」や同時期に作成提出される『大学問題シンポジウム報告書』(一九六九年九月)など、本学大学改革に関する歴史的な史料(とくに印刷物)についても、アーカイヴズ原則とされる作成から三〇年以上経過していることもあり、大学改革の検証史として『第一次報告書』の復刻のような措置を大学として検討する必要があると考える。

二〇〇四年四月に法人化された東京大学は、これまで以上に学内および学外へ向けての大学広報体制の整備が重要視される。『東京大学大変革 現状と課題四 二〇〇四』(二〇〇五年)のなかで、次のように明記されている。

「大学にとって、良いこと、都合のよいことのみを公表し、宣伝するということではない。それは、かえって大学の信頼性を損なう。……法人化によって、東京大学を、世界に、そして日本社会に、どのように伝え、示し、見せていくかは、とりわけ重大な課題となった。それは、東京大学の存立と発展にかかわる課題である。しかも、広報は、単に対外的な活動ではない。……特に、法人化して従来以上に機動的な大学運営が必要になれば、本部と各部局の教職員との間、本部・各部局と学生との間での、相互的な情報流通の一層の円滑化・大量化が必要となる。」(渡辺浩「広報体制の整備と大学アイデンティティ」二一九―二二〇頁)

大きな変革をもとめられている、これからの大学運営を検討していくうえで、歴史的な視角が前向きに重要であると実感する。先人の経験や知見を含んだ本学の歩み(『東京大学史』)から、現在の大学人はなにを学ぶことができるのか、ほんとうに問われている。

(たにもと むねお 東京大学史料室室員)